

# 「さいたま市市民活動サポートセンター条例」改正に関する説明資料

Ver.2.1

## ■条例改正までの経緯

資料 1 条例改正までの経緯

## ■議会で何が問題とされたか

資料 2 議員の主な主張

資料 3 議員発言録

資料 4 議員から提出された団体一覧

資料 5 10/9 決算・行政評価特別委員会での附帯決議

資料 6 決議された条例改正の内容

## ■さいたま NPO センター・埼玉県内・全国各地からの声明

資料 7 さいたま NPO センター 声明文

資料 8 日本 NPO センター 意見表明 & 賛同署名

資料 9 NPO 法人市民セクターよこはま 意見表明

NPO 法人きょうと NPO センター 抗議文

教育と自治・埼玉ネットワーク等 5 団体の声明

原発埼玉県投票準備会等 8 団体の抗議文

## ■関連法規集

資料 10 日本国憲法 21 条・地方自治法 244 条

## ■マスコミ掲載

資料 11 各紙から

## ■その他

・さいたま市市民活動サポートセンター パンフレット等資料

・認定 NPO 法人さいたま NPO センター パンフレット等資料

---

資料作成：認定 NPO 法人さいたま NPO センター

さいたま市浦和区東仲町 12-12/102 048-811-1666 office@sa-npo.org

「さいたま市市民活動サポートセンター条例」改正決議に関する経緯

2015年11月9日

認定特定非営利活動法人・埼玉県指定NPO法人

さいたまNPOセンター

【条例改正までの経緯 2015（平成27）年】

- ・6月5日（市長決裁）：「市民活動サポートセンターの指定管理者は市民活動団体とする」とした「管理運営要領」が「企業」「外郭団体」なども応募できるように変更がされる。
- ・7月27日、第3期の指定管理者の公募開始
- ・8月26日 公募締切
  - ※さいたまNPOセンターはNPO法人都市づくりNPOさいたまと共同事業体で提案
- ・10月4日公開プレゼンテーション（3団体がプレゼン）
- ・10月中に指定管理者候補者選定の結果が通知される予定だった。
- ・10月5日、市議会決算・行政評価特別委員会で自民党 青羽健仁議員から「登録団体が政治活動をしているのではないか」と質問があり、14団体の名簿が配布される。
- ・10月9日、「H26年度決算」の認定にあたって「施設の利用や登録団体に、施策の推進に賛否を主張する団体が利用している」から「施設管理の基準や関係条例等の見直しなどを求める」とした附帯決議（資料5）を附す動議を提出。自民党・公明党の賛成（民主改革：反対。共産：退席）で可決。
- ・10月15日、本会議で「管理基準の見直しがすむまで指定管理者制度を適用させない」趣旨の附則を加える条例改正案が出され、賛成・反対の討論。
- ・10月16日「条例改正案」（資料6）を審議。自民・公明・他1の賛成で可決。  
（さいたま市は60議席、自民23、公明11、民主改革16、共産8、その他2）

【議決後の動き】

- 10月16日 「教育と自治・埼玉ネットワーク」等、抗議声明を市議会に提出
- 10月17日 「認定NPO法人きょうとNPOセンター」抗議文を市議会に送付
- 10月19日 さいたまNPOセンターが説明会を開催、30名参加  
名指しされた8団体が抗議文を市議会に提出
- 10月20日 「認定NPO法人市民セクターよこはま」意見表明を市議会に送付
- 10月21日 「認定NPO法人日本NPOセンター」「市民活動団体による活動を不当に制限しようとする動きへの懸念」と称する意見表明を発表。
- 10月21日 有志によるWEB署名開始
- 10月22日 さいたま市長 定例記者会見で見解をのべる
- 10月23日 さいたまNPOセンターがさいたま市議会に声明書を提出

10月29日 さいたま NPO センターが記者会見  
日本 NPO センターの声明に全国 46 の NPO 支援センター(31  
都道府県) と代表 5 名が署名賛同

### 【運営、指定管理に関する経緯】

- ・ 2003 年 9 月：改正地方自治法施行により、公の施設の管理を民間運営が担える指定管理者制度が生まれる。指定管理者を決める手続きでは、行政がプロポーザルや総合評価方式などで指定管理者候補者を選定し、その案を議会が認める（決議する）ことが定められている。
- ・ 2004 年 3 月：「さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」が定められ、さいたま市での指定管理者制度が発足。
- ・ 2004 年、さいたま市が学識経験者に加えて市民活動の実践者を委員とする「市民活動推進委員会」を設置。市民活動や協働についての指針の検討開始。
- ・ 2005 年（～2006 年）ワークショップ活動で機能等を検討。
- ・ 2005 年第 1 回の市民活動サポートセンター整備検討委員会
- ・ 2007 年 3 月 15 日：「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」と「さいたま市市民活動サポートセンター条例」が定められる。
- ・ 2007 年 3 月、指定管理者公募、3 団体が提案。公開プレゼンテーション実施
- ・ 2007 年 6 月、指定管理者にさいたま NPO センターが議会で承認
- ・ 2007 年 10 月、市民活動サポートセンター 開設 運営開始
- ・ 2010 年 7 月、指定管理者公募、1 団体が提案、公開プレゼンテーション実施
- ・ 2010 年 12 月、指定管理者にさいたま NPO センターが議会で承認
- ・ 2011 年 4 月（～2016 年 3 月まで） 第 2 期指定管理期間の運営

## 議会での指摘事項

### 一部団体に専有され使えない

この施設を使用したくとも、一部団体に専有され使うことができない、このアンケートにその声すら拾ってもらえないような市民を含めた全てのさいたま市民の公平性、公共性を第一に置くことが重要であります。(2015.10.16本会議/「条例改正」提案会派代表者の賛成理由発言)

### 特定団体の優先利用でメールボックスを使えなくなった

原発県民会議…私が問題視しているのは…その団体が、登録団体でしか使えないメールボックスを使って署名を行った。従って…メールボックスがパンクしちゃった、他の団体が非常に迷惑を被った、ということですね。……ここが非常に問題だろう。(2015.10.15本会議)

### 登録団体優先エリアと地域団体利用エリアがある

登録した団体が優先的に使えるエリア、それで地域団体が使えるエリア、両方が混在して使えるエリアと分かれている(2015.6.15本会議・会派代表質問発言)

## 実態

### 名指しされた団体が利用しているために他団体が利用できない事実はない

14年10月1日から15年9月30日までの、名指しされた団体の利用状況(専有率・利用件数・全団体の利用件数<ロッカー・メールボックスはそれぞれの総数>)をデータで見ると下表のようになる。

項目	専有率	利用件数	全利用件数
テーブル予約	0.7%	30	4285
ロッカー	2.3%	5	210
メールボックス	2.6%	8	312

どの数値を見ても「一部団体」が専有し他団体の利用ができないとは言えない。

### 名指された団体のメールボックス使用時、メールボックスには212の空きがあった。

署名集めなので宛先となるメールボックスは1か所だった。当時、メールボックス312のうち利用数は100で212余っていた。(10月15日現在は218余っている)

### 登録団体の約9割が地域の小さな団体。地域団体と登録団体の区別はない。

センターに登録している団体のほとんど(NPO法人格のある団体は211 / 1727)が地域の小さな活動団体。よって地域団体と登録団体の区別はありえない。

## 議会での指摘事項

### 自治会が使いたいと言っても断られる

地元の自治会があそこがあいているから使わせてくださいと言うと、そこはNPO専用ですから、あなたたちはだめだと言われる(2015.6.15本会議・会派代表質問発言)

### センター利用者の8割以上が県外の人

平成25年の10月、11月くらいに…社員を30人動員して、駅でずっと張っていて、どこへ帰るか…数えろと言った…。…100人くらい数えて80人くらいが東京方面に帰る…。…20人くらいは大宮方面…。…東京方面に帰る人はみんな赤羽だとか神奈川…6割から7割が明らかに市外だ。北へ帰る人も市内の人は大歓迎なのだけれども…熊谷とか群馬、栃木と言われた…。(2014.10.2決算・行政評価委員会)

## 事実

### 自治会の利用を断ることはない。地域のスポーツ団体や子ども会の登録も多数。

2015年3月31日現在、自治会が33登録。そのほか、地域のスポーツ団体や子ども会などの登録多数。同日の自身の「地域団体が使えるエリア」があるとの発言と矛盾。

### 予約団体の申請者は約9割が市内在住。アンケートでも市内来訪者が7割弱

指摘があった2014年10～11月の全予約利用団体613の申請者は89%が市内在住者(申し込み時に聞いている電話番号の局番で判定)。また、同時期の印刷の申込みも同様に、全印刷機材利用者(863団体・人)の89%が市内在住者であった。2015年9月のテーブル利用者無記名アンケート(全274回答)で市内から来ている人が68%。

## 一種独特の空気があって、使いたくても使えない

先日も自治会長にお集まりをいただいて意見を聞きました。……使いたくても尻込みしている人、物理的に使えない人……（が）……近寄りがたいと言っているよ、違和感を覚える、あのフロアに行くと。私自身もそうだけれども、一種独特の空気がある。こういうことを言う方が大半でしたね。ほとんどの方が言っていました。使いたくても使えないよと。だから、こういうことを改善しなければいけない。（2015.10.15本会議）

## 市民全体の施設かどうか疑問

私が指摘したいのは、公平性、公正性あるいは公共性に、果たして市民全体の施設としてなっているのかどうかということが非常に疑問。（2015.10.15本会議）

## 今のサポートセンターの運営は正常でない

私が例示をした14団体、13団体のうちの幾つかの団体は局長の言葉を借りれば不適切。私から言わせれば条例違反。少なくとも正常な形ではない。今の市民活動サポートセンターが正常な形で運営されているとは言えないということだけは確か（2015.10.9決算・行政評価特別委員会）

## 直営にすれば公平になる

公平性、公共性、透明性が担保されていないということが問題点。それと、直営にすると市民にとってどんなメリットがあるか。これは、まさに公平性、公正性、公共性が担保される。（2015.10.15本会議）

## 登録、優先使用、利用許可に問題がある

優先使用にあるいは登録団体の登録事務、これに問題があるのではないかと。利用許可にも問題がある（2015.10.15本会議）。

料

## ■政治的活動と類推される活動を行っている市民活動サポートセンター利用登録団体

団体名	主な活動	備考
原発埼玉県民投票準備会 【P479】※6虫賞疑	平成26年6月、浦和コミュニティセンターで設立集会を開催。 原発の是非を問う「埼玉県民投票条例」の制定を求める署名活動を、昨年12月から本年1月まで実施。※その際、市民活動リポートセンター内のメルボックスを署名簿の送付先としていた。 本年2月、署名約6万筆を兼ね、埼玉県議会議長宛、「原発に関する埼玉県民投票を求める請願」を提出。※不採択	資料1
九条の会・さいたま 【P488】※6虫賞疑	浦和コミュニティセンター第15ホールで、「集団的自衛権と憲法九条」「今、改憲論議を考える。『9条改正の狙いは何か』」と題した学習会を開催。「九条の会」は全国各地で設立されている団体。	資料2
北朝鮮に拉致された日本人を救出する埼玉の会 【P440】	北朝鮮拉致問題解決へ向けての運動を県内各地で展開。定例活動として、毎月第2日曜日、浦和駅西口・東口で署名活動を実施。また、年1回「拉致問題を考える埼玉県民の集い」を県や自治体、協力団体と共に開催。	資料3
婦人民主クラブ 埼玉支部 【P453】	女性の解放と子どもの幸せを守るため全国的に活動を展開する「婦人民主クラブ」の地域支部。同クラブは、本年8月、戦争法案廃案と安倍政権の退陣を迫る（国会10万人全国100万人8・30人行動）に参加。	資料4
さいたま地区平和運動センター 【P457】	平成28年、市民活動サポートセンター多目的展示コーナーで、広島市民の描いた原爆の絵画の展示とビデオ放映を開催。 ※「埼玉県平和運動センター（略称『埼玉平和センター』）」と関係有か？ 「構成組織一覧」には記載無。埼玉平和センターは、県内各ブロック・地区から「戦争をさせない埼玉県1000人議員会」と共に平和憲法を守り生かす運動（護憲集会等）を実施。	資料5
かわぐち九条の会 【P458】	憲法九条を守る川口市民の世論づくりを進めることを趣意に掲げて活動。「憲法違反の集団的自衛権の行使は認められない」として川口市内を中心に集会・後援会等を開催。本年5月、集団的自衛権を行使容認した閣議決定の撤回を求める「5・31オール埼玉総行動」にも参加。	資料6
埼玉保守市民の会 【P463】	平成25年7月、市民会館うらわで「捏造慰安婦パネル展・講演会」を「捏造慰安婦問題を糾す日本有志の会」と共に開催。	資料7
日朝友好連帯埼玉県民会議 【P464】	平成17年、朝鮮総連埼玉県本部や日教組埼玉、埼玉県高教組と共に埼玉県知事に対し、「朝鮮学校の運営費補助金など埼玉の朝鮮初中級学校の処遇改善を求める要望」を実施。平成22年、「日朝連絡会ノ朝鮮学校への『高校無償化』適用を求める共同声明」に参加。さらに、埼玉県高教組、埼玉県平和運動センターほか県内8団体と共に首相宛に要請書を提出。	資料8



団体名	主な活動	備考
「原発」国民投票 埼玉賛同人会 【P473】	「原発埼玉県民投票準備会」と関係有。「原発」国民投票を実現するため、署名活動や地元国会議員宛ハガキ送付を求める活動を実施。なお、団体として原発の推進・反対、何れの立場でもない。本年1月、市民活動リポートセンターで「『原発』国民投票埼玉オープンミーティング」、浦和コミュニティセンター第1.5集会所で「仮光臨明氏講演会」を開催。	資料9
平和・民主・革新の未来を 開くさいたまの会 【P474】	通称「さいたま市革新塾」。本年9月、「安倍内閣と自民・公明両党による参議院での戦争法強行採決に強く抗議する」とした抗議声明を発表。戦争法反対のアピール行動「オール埼玉総行動」にも参加。また、本年6月、浦和コミュニティセンター多目的ホールで、戦争する国づくりを許さない学習決起集会「オール沖縄のたたかいに学ぶ」を開催。次回、参議院選挙に当たってのアピール「安倍政権の暴走と改憲勢力の動きにストップをかけよう」と、参議院選挙に向けた声明も発表。	資料10
原子権を求め続けるプロ ジェクト 【P474】	「原発埼玉県民投票準備会」「『原発』国民投票埼玉賛同人会」と関係有。原発埼玉県民投票の実現に係る取組に参加。 昨年4月、浦和コミュニティセンター集会所で、集団的自衛権や秘密保護法をテーマに勉強会を開催。また、浦和駅東口・西口駅前「キャンドルナイト・アクション」と称した集会も開催。	資料11
生き証人プロジェクト 【P480】	「埼玉保守市民の会」「捏造慰安婦問題を糾す日本有志の会」と関係有。本年3月及び4月、「日本の近現代史を正しく理解しよう」をテーマに、市民活動サポートセンター多目的展示コーナーでパネル&映像展を開催。	資料12

■市民活動サポートセンター内で政治的活動と類推される活動を行っている非登録団体

団体名	主な活動	備考
捏造慰安婦問題を糾す 日本有志の会 ※6定員程	民間の力で自虐的な歴史観を払拭し、日本人が正しい歴史・文化を知るための展示会やイベント等を実施。昨年10・11・12月及び本年2月、市民活動サポートセンター内でパネル展を開催。	資料13
戦争法案を廃案に！ 女たちの会・埼玉	本年8月、市民活動サポートセンター南ラウンジで「憲法カフェ in 浦和」(※安保法案等の学習会)を開催。	資料14

■その他

団体名	主な活動	資料
「九条俳句」憲法保障訴訟 を市民の手で！実行委員会	通称「『九条俳句』市民応援団」。本年7月、さいたま市ふれあい館で団体設立の「スタート集会」を開催。その後9月にコミュニティセンター内で開催されたパネル展示「戦後70年アジアとともに」に、同団体として参加。	資料15



## 10/9の決算委員会決議

さいたま市市民活動サポートセンターの適切な管理運営の確保を求める決議

本市の公の施設であるさいたま市市民活動サポートセンター（以下「センター」という。）は、市民活動を支援し、その活性化を図るために設置され、非営利で公益的な活動を自発的かつ自主的に行う団体の利用に供されている。あわせて、宗教的な活動を始め、政治上の主義を推進し、支持し、又は反対することを目的とする活動や、特定の公職の候補者や政党を支持し、又は反対することを目的とする活動については、市民活動として認められず、施設等の利用において制限が加えられている。

公の施設は、地方自治法上、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供される施設であり、同法上、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、指定管理者にその管理を行わせることができるとされている。

センターにおいて行われる施設利用の許可や団体登録等の行為は、公権力の行使に当たり、本来、行政自ら執行すべき性格を有するものとして、公平性、平等性ととも透明性が強く求められる。

現在、センターの管理運営は指定管理者に委ねられており、その管理の下で、施設利用の許可や団体登録等の行為が行われているが、それらの行為に基づく施設の利用において、また、登録された団体の活動の一部において、政治的な目的に基づく主張を強く反映した施策の推進を図り、支持し、又は反対を企図したものが見受けられる。

公の施設を運営する原資はさいたま市民の負担であり、特定の団体等の利益に注がれることなく、広く市民がその施設から生じる利益を享受すべきである。

よって、さいたま市議会は、市執行部において、市民の福祉の増進に最大限の配慮をしつつ、より適切なセンターの管理運営を確保するため、指定管理者の指定に当たっての施設管理の基準その他の必要な事項等の見直しを図るとともに、多くの市民の利用に供する機会が確保されるよう、関係条例等の見直しを含めた措置を早急に講ずることを強く求める。

以上決議する。

## 議員提出議案第10号

さいたま市市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年10月15日提出

提出者	さいたま市議会議員	青羽健仁
	同	江原大輔
賛成者	さいたま市議会議員	鶴崎敏康
	同	新井森夫
	同	金井康博
	同	都築龍太

さいたま市市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例

さいたま市市民活動サポートセンター条例（平成19年さいたま市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則  <u>（施行期日）</u>            1. <u>この条例は、平成19年10月25日から施行する。</u>  <u>（指定管理者による管理に係わる特例）</u>            2. <u>第18条の規定は、センターの管理を指定管理者に行わせるための管理の基準その他の必要な事項を定めるまでの間、適用しない。</u>            3. <u>前項の管理の基準その他の必要な事項は、市民の福祉が最大限に増進され、センターを設置した目的を効果的に発揮するためのもの</u>  <u>なければならない。</u></p>	<p>附 則            この条例は、平成19年10月25日から施行する</p>

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2015（平成27）年10月23日

さいたま市議会 桶本 大輔 議長

## 声 明

### 市民活動の規制につながり、市民との「協働」を否定する 「サポートセンター条例」改正に強く抗議し、撤回を求めます。

特定非営利活動法人 さいたま NPO センター  
代表理事 中村 陽一

2015（平成27）年10月16日にさいたま市議会において「さいたま市市民活動サポートセンター条例」改正が可決されました。来年度からさいたま市市民活動サポートセンター（以下、サポートセンター）の「市民と行政による協働管理運営」をやめ、「行政の直営」にするという、「サポートセンター条例改正」は、行政が「あらたな『管理基準』をつくって、市民活動を監視せよ」という内容です。<sup>(注1)</sup>

- (1) これは「サポートセンターの利用は政府や行政の認めた活動しか利用できない」と市民に圧力をかけるようなことであり、まちづくりへの市民参加を規制することにつながります。
- (2) また、2004年から市民、NPO、ボランティア団体、自治会、行政など多くの方が参加した協働で築き、利用者そして全国から高い評価を受けているサポートセンターの「さいたま市型協働管理運営」を否定するものです。
- (3) 現在の「さいたま市型協働管理運営」は、市民と行政が760日をかけて準備し、約2500日をかけて積み上げてきたものですが、議会は、利用団体・登録団体、指定管理者にヒアリングもしないまま、事実無根の発言をもとに、わずか2日間の審議による条例改正という方法で否定しました。

開設以来、指定管理者として「協働管理運営」を担ってきたさいたまNPOセンターにとって、とうてい承服できることではありません。ここに、強く抗議し、条例の撤回を求めます。

● 「条例改正」は地域や社会にとって欠かせない自由な市民の活動を規制するものです。

条例改正を提案したさいたま市議会自由民主党は、「施策の推進を図り、支持し、又は反対を企図した」市民の活動で、サポートセンターを利用しているのは問題だとしています。<sup>(注2)</sup>

社会のあり方を決める議会や行政の施策について、その社会をつくっている市民が意見を述べることは当然のことであり、政府や行政の「施策」についての市民の開かれた議論と活動は、健全な市民社会にとって大切なものです。

とくに、近年、市民活動に求められているのは、行政だけでは解決がむずかしい社会的な課題を解決する役割で、市民が施策に意見を述べ活動することは、むしろおおいに歓迎されるべきことです。

このような社会における市民活動を支援するための施設は、まず何よりも自由な市民の活動を保障するものでなければなりません。もちろん自由な市民の活動のなかには、「特定非営利活動促進法」および「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」で認められている、政府や行政の「施策」についての賛否の議論や活動も含まれます。<sup>(注3)</sup>

今回の「条例改正」は、こうした市民社会のあり方を真っ向から否定するものです。

●利用者からも全国からも高い評価を得てきた「協働管理運営」を否定するものです。

さいたま市のサポートセンターは、市民活動を支援する施設であることを大事にしようと、市民自身と行政がいっしょに管理・運営する「さいたま市型協働管理運営」という運営形態をとってきました。開設以来8年間、利用者は連日1000人を超え、登録団体は1727団体（2015年10月15日現在）、利用する市民・市民団体はさらに多く、年間利用者は40万人に達しています。「さいたま市型協働管理運営」は、100団体を超える視察見学がある、全国の市民活動支援施設のモデルとして注目されてきた、さいたま市が誇るべきものです。

ところが、2016（平成28）年度からの第3期指定管理者の選定中で、私たちを含めた3つの団体が選定委員会の選定結果を待っている時期に、さいたま市議会が市民活動サポートセンターを行政の「直営」にすると決めてしまいました。

このサポートセンターの運営は、2012年にさいたま市が実施した「指定管理者第三者評価」においては、すべての項目について最高点というきわめて高い評価を得ています。

また、さいたま市が毎年実施している「サポートセンター利用者アンケート」によっても好評であり、利用者の評価・意見を反映させる運営協議会の仕組みをもつ、優れた「協働管理運営」を変更しなければならない理由は見出せません。

今回のさいたま市議会の「行政がサポートセンターを利用できる団体とできない団体の新たな『管理基準』をつくるまで、市民活動サポートセンターを行政の直営にする。」という「条例改正」は、「市民活動とは何かを行政が決め、利用させる市民とさせない市民を行政が選別せよ」ということです。これは、10年以上の歳月をかけて多くの市民が参加し育んできた、「協働管理運営」の理念を否定することです。

●「条例改正」の理由にあげられた特定の団体の「優先利用」の事実はありません

この条例改正の提案者のひとりである自民党の青羽健仁議員は10月16日、NHKテレビの取材に答えて、「国論や市民の議論を二分するようなテーマを扱っている団体を市民活動として優先利用させているところに問題がある」<sup>(注4)</sup>と語っています。

私たちさいたまNPOセンターは、指定管理者として、「サポートセンター条例」や「同施行規則」にもとづいて運営をしています。青羽議員が問題があるとしている「安保法」や「原発」などの施策にかんして活動する団体も、1727の登録団体のひとつとして、まったく同じ利用条件で、公平・公正に利用しています。

特定の団体への「優先利用」という事実はありません。

●さいたまNPOセンターはとうてい承服できません。強く抗議し、撤回を求めます。

さいたま市議会がこうした事実誤認を根拠にしたまま、成立させた「サポートセンター条例改正」は、さいたま市の市民活動と協働の推進に大きな役割を果たしてきたサポートセンターの「協働管理運営」を否定するものであり、これからのさいたま市の発展の大きな障害となるものです。

政治的な施策にかんする市民活動を公共施設から排除し、市民の自由な言論、表現、活動に圧力をかけ規制することに道をひらきかねない危険なもので、私たちにはとうてい承服できるものではなく、ここに強く抗議し、撤回を求めます。

(注 1)

2015年10月16日にさいたま市議会において、自民党の青羽健仁市議ほか1名の提出した「さいたま市市民活動サポートセンター条例」の改正を求める議案が自民党・公明党などの賛成によって可決されました。(賛成：自民・公明党等 反対：民主改革・共産党等)

「管理の基準そのほかの必要な事項を定めるまで、平成28年4月1日から、指定管理者によるサポートセンターの管理を行わせない」という内容の「附則」を付けた「市民活動サポートセンター条例改正案」が10月15日に提出され、その日の午後の「市民生活委員会」で自民党・公明党の賛成で採決、翌16日に本会議で、採決されました。

この議案を提出した自民党の青羽健仁市議は、10月5日の決算・行政評価特別委員会において、サポートセンターの登録団体1727(2015年10月15日現在)のうちの登録団体12を含む14の団体を「政治活動」をしている団体として列挙し、サポートセンターを利用しているのは問題だと主張しました。

14団体とは「原発埼玉県民投票準備会」「九条の会・さいたま」「北朝鮮に拉致された日本人を救出する埼玉の会」「婦人民主クラブ埼玉支部」「さいたま地区平和運動センター」「かわぐち九条の会」「埼玉保守市民の会」「日朝友好連帯埼玉県民会議」「原発」国民投票埼玉賛同人会」「平和・民主・革新の未来を開くさいたまの会」「民主主義を求め続けるプロジェクト」「生き証人プロジェクト」(以上、登録団体)

「捏造慰安婦問題を糾す日本有志の会」「戦争法案を廃案に!女たちの会・埼玉」

なお、さいたま市議会は定員60名。会派構成は、「自由民主党さいたま市議会議員団(自由民主党):23名」「民主改革さいたま市議団(民主改革):16名」「公明党さいたま市議会議員団(公明党):11名」「日本共産党さいたま市議会議員団(日本共産党):8名」「無所属:2名」

(注 2)

「条例改正」に先立つ10月9日の決算・行政評価特別委員会では、決算の承認に際して、「指定管理者『の管理の下で』『登録された団体の活動の一部において、政治的な目的に基づく主張を強く反映した施策の推進をはかり、支持し又は反対を企図したものが見受けられる』から、『施設管理の基準その他の必要な事項等の見直しを図り、『関係条例等の見直しを含めた措置を早急に講ずることを強く求める』』とした「附帯決議」が付されて採決されました。(自民党・公明党:賛成。民主改革:反対。共産党:退席・棄権)。

この「附帯決議」にある「施策の推進を図り、支持し、又は反対を企図した」活動は、「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」で、「市民活動から除く活動」に含めていません。

(注 3)

もともと「さいたま市市民活動サポートセンター条例」は「特定非営利活動促進法」(NPO法)や「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」に基づいてつくられています。

「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」では「条例第2条2項イ」で、市民活動から除く活動を定めていますが、「施策の推進を図り、支持し、又は反対を企図した」活動は、市民活動から除く活動に含めていません。

さいたま市市民活動及び協働の推進条例 第2条2項(定義)  
市民活動

市民が地域又は社会における課題の発見及び解決のために、自発的かつ自主的に行う非営利で公益的な活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

ウ 特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ)の候補者(当該候補になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(注 4)

逐語的には「いわゆる国論を二分するような、市民の議論を二分するようなね、テーマを扱ってらっしゃる。そういった団体を市民活動として優先利用させている所に問題があるだろう」という発言だった。

2015年10月21日  
2015年10月28日改訂

## 意見表明

「市民活動団体による活動を不当に制限しようとする動きへの懸念」  
～さいたま市議会の市民活動サポートセンターに関する条例案可決を発端として～

認定特定非営利活動法人日本NPOセンター 代表理事 早瀬 昇  
全国のNPO支援センター等の賛同団体一覧を文末に表示

さいたま市市議会において、10月16日、同市の市民活動サポートセンターを「一部の団体が政治的な目的で利用している」ことを理由に、指定管理者による運営を停止して、一時的に市の直営にするとした条例案が可決されました。私たちは、これを市民活動に対する誤った理解により拙速になされた議決と考え、深い憂慮の念を表明します。

さいたま市市民活動サポートセンターは「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」および「市民活動サポートセンター条例」に基づいて運営されていますが、これら条例で「市民活動」は次のように定義されています（推進条例2条）。

市民活動：市民が地域又は社会における課題の発見及び解決のために、自発的かつ自主的に行う非営利で公益的な活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
- イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

これらは、1998年に成立した特定非営利活動促進法（通称NPO法）における特定非営利活動法人（通称NPO法人）の要件に準ずるものです。ただし、NPO法においては、上記ア・イを「主たる目的とするものでない」団体であることがNPO法人の要件になっており、この条例における市民活動は、許容される活動の範囲をNPO法人による市民活動よりも狭く捉えています。その違いは大きいと私たちは考えますが、いずれにせよ、「政治上の主義」の推進、支持、反対を主たる目的とする（あるいは目的とする）ことにより、市民活動の範疇を逸脱して政治活動とみなされる解釈が成立していると言えます。

今回の市議会の決議にいたる過程において、市民活動サポートセンター登録団体のうちの一部の団体、正確には約1700の登録団体のうちの14団体が、「政治活動」を行う団体と名指しされました。しかしながら、そもそも市民活動が「地域又は社会における課題の発見及び解決のために」行われるものであるとすれば、その活動のなかに政治の

場面で争点となっているテーマを扱うものが含まれることはごく自然なことです。「政治上の主義」の推進、支持、反対を主たる目的としない限り、そういった活動は公益的な市民活動の一部であるということが、NPO法制定以来公式に認められている事実です。上記条例においても、これを目的としない活動は市民活動であるとして認められています。そのことを決してないがしろにはなりません。

実際、昨今政治的テーマを扱う市民活動を制限しようとする動きが散見されるようになってきており、それらにおいては、平和、民主主義、原発・エネルギー問題などのテーマで活動する市民活動団体がやり玉に上がる傾向が見られます。これらを、上記の市民活動の定義からはずれる「政治活動」と誤解・曲解したうえで、その活動を制限しようというものです。

NPO法の逐条解説で知られる『NPO法コンメンタール』（日本評論社刊）においても、特定非営利活動法人（NPO法人）の政治活動の制限について、「政治上の主義の推進」に制限がかかっているのに対し、「政治上の施策」すなわち政策提言活動に関しては制限が加えられていないことに注意を促しています。「政治上の施策」とは、「政治によって実現しようとする具体的な方策」を指し、「特定非営利活動を行う団体が、様々な政策提言を行っていくことは当然であるし、重要なことであるとの考え方」にこの法律が立脚していることが解説されています。

さいたま市市民活動サポートセンターの利用団体には公益法人や任意団体なども含まれますから、NPO法の解釈だけで議論できるわけではありません。しかし、NPO法の制定過程で「政治上の施策」に関わる活動を市民活動から排除すべきではないことが確認された経緯・理由をふまえることは、自由闊達な市民活動を広げる上で極めて重要だと考えます。

私たちは、今回の議決を発端に、さいたま市市民活動サポートセンターにおいてNPO法人をはじめとする市民活動団体の活動が不当に制限されることのないよう要求するとともに、これが他地域に悪影響を及ぼすことのないよう、各自治体の市民活動推進担当者ならびに議会に対し強く要望します。また、市民活動の関係者が、市民活動団体による政策提言活動に不必要な自粛・自主規制を加えることのないよう念願します。

以 上

## 【本意見表明への賛同団体一覧】（敬称略）

### ■組織賛同をいただいている団体（2015年10月28日現在 46団体）

北海道	特定非営利活動法人北海道 NPO サポートセンター 理事長 杉山さかゑ
岩手県	特定非営利活動法人@リアス NPO サポートセンター 代表理事 鹿野順一
岩手県	特定非営利活動法人いわて連携復興センター 代表理事 鹿野順一
宮城県	特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター 代表理事 大滝精一、新川達郎
宮城県	特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる 代表理事 大久保朝江
秋田県	特定非営利活動法人あきたパートナーシップ 理事長 菅原展子
山形県	特定非営利活動法人山形創造 NPO 支援ネットワーク 理事長 須藤路子
山形県	特定非営利活動法人山形の公益活動を応援する会・アミル 代表理事 齋藤和人
福島県	特定非営利活動法人ふくしま NPO ネットワークセンター 代表理事 牧田 実
埼玉県	特定非営利活動法人さいたま NPO センター 代表理事 中村陽一
埼玉県	特定非営利活動法人ハンズオン埼玉 代表理事 伊関友伸
千葉県	特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ 代表理事 牧野昌子
東京都	特定非営利活動法人 NPO 会計税務専門家ネットワーク 理事長 脇坂誠也
東京都	特定非営利活動法人おおた市民活動推進機構 代表理事 玉田さとみ
東京都	特定非営利活動法人子ども NPO・子ども劇場全国センター 代表理事 稲垣秀一
東京都	特定非営利活動法人市民活動情報センター 代表理事 今瀬政司
東京都	特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会 代表理事 鶴尾雅隆
神奈川県	一般社団法人ソーシャルコーディネートかながわ 代表理事 手塚明美
神奈川県	特定非営利活動法人藤沢市市民活動推進連絡会 理事長 安 咸子
新潟県	特定非営利活動法人くびき野 NPO サポートセンター 理事長 内山勇人
新潟県	特定非営利活動法人新潟 NPO 協会 代表理事 渡邊信子
富山県	特定非営利活動法人市民活動ネットワークとやま 代表理事 能登貴史
石川県	特定非営利活動法人いしかわ市民活動ネットワークセンター 代表理事 青海康男
福井県	特定非営利活動法人さばえ NPO サポート 理事長 八田登師男
岐阜県	特定非営利活動法人可児市 NPO 協会 理事長 山口由美子
岐阜県	特定非営利活動法人ぎふ NPO センター 理事長 駒宮博男
静岡県	特定非営利活動法人浜松 NPO ネットワークセンター 代表理事 井ノ上美津恵
愛知県	特定非営利活動法人パートナーシップサポートセンター 代表理事 岸田真代
三重県	特定非営利活動法人みえ NPO ネットワークセンター 代表理事 松井真理子
滋賀県	特定非営利活動法人しが NPO センター 代表理事 阿部圭宏
京都府	おりなす.キャンプ.城陽 代表 長澤とよ海
大阪府	特定非営利活動法人大阪 NPO センター 代表理事 金井宏実
大阪府	社会福祉法人大阪ボランティア協会 理事長 牧里毎治
大阪府	特定非営利活動法人市民ネットすいた 理事長 長谷川美津代
兵庫県	特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸 理事長 中村順子
兵庫県	特定非営利活動法人市民活動センター神戸 理事長 中田豊一
兵庫県	特定非営利活動法人シミズシーズ 代表理事 田中 茂
和歌山県	特定非営利活動法人わかやま NPO センター 理事長 道本浩司
岡山県	特定非営利活動法人岡山 NPO センター 代表理事 米良重徳



広島県 特定非営利活動法人ひろしま NPO センター 代表理事 安藤周治  
徳島県 特定非営利活動法人市民未来共社 代表理事 島 博司  
愛媛県 特定非営利活動法人えひめリソースセンター 理事長 泉谷 昇  
福岡県 特定非営利活動法人ふくおか NPO センター 代表 古賀桃子  
熊本県 特定非営利活動法人 NPO くまもと 代表理事 松崎景子  
大分県 特定非営利活動法人おおいだ NPO デザインセンター 代表理事 山下莖三  
沖縄県 特定非営利活動法人まちなか研究所わくわく 代表理事 小阪 亘

■代表者個人の賛同をいただいている団体（2015年10月28日現在 5人）

斉藤雅美（特定非営利活動法人あおもりサポートセンター理事長）  
山田千代子（特定非営利活動法人長野県 NPO センター代表理事）  
山岸秀雄（特定非営利活動法人 NPO サポートセンター理事長）  
伊井野雄二（特定非営利活動法人なばり NPO センター理事長）  
東 朋子（特定非営利活動法人コミュニティ事業支援ネット理事長）

2015年10月20日

さいたま市議会 桶本 大輔 議長

## 意見表明

さいたま市議会の市民活動サポートセンターに関する条例案可決について認定 NPO 法人市民セクターよこはま  
理事長 中野 しずよ

横浜市市民活動支援センターの管理運営を担っております認定 NPO 法人市民セクターよこはまとして、わたくしたちの経験をもとに、平成 27 年 10 月 16 日のさいたま市議会における「さいたま市市民活動サポートセンター条例案可決」について、意見を表明します。

**【危惧していること】**

各種メディアの報道によると、今回の条例改正の背景には、「さいたま市市民活動サポートセンターを、一部の団体が政治利用している」「登録団体の一部に、政治的な目的に基づくものが見受けられる」などということがあるとされています。

私たちが危惧しているのは、今回の議決が「政治上の施策の推進」と「政治上の主義の推進」を混同してなされたのではないかと。また、それらと関連して今後、「政治上の施策」に関わる活動団体が排除されてしまうのではないかと。の 2 点についてです。

**【「政治上の施策の推進」についての基本的考え方】**

特定非営利活動促進法第 2 条においては、特定非営利活動法人についての規定がされており、同条第 2 項第 2 号においては、「その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること」の 1 つとして、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと」と規定されています。

これを定めた趣旨に関して、「NPO 法コンメンタール（日本評論社）」では、「特定非営利活動を行う団体が、様々な政策提言を行っていくことは当然であるし、重要なことであるとの考え方から、『政治上の施策』の推進等に関しては、敢えてこれを法文から除外し、法人が自由に行えるようにしたわけである。」と記されています。

つまり、特定非営利活動促進法では、「政治上の主義の推進」は制限するものの、「政治上の施策の推進」については、除外しないこととしています。

**【横浜市における判断基準】**

政治活動を判断する基準としては、横浜市市民協働条例第 5 条第 2 号において、「政治上

の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動」を、同第3号では、「特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動」を除くこととしています。

条例の解釈については、所管部署が作成した「横浜市市民協働条例の解釈・運用の手引き」があり、以下のように記載されています。

○この条例でいう政治活動とは、「政治上の主義を推進し、支持又はこれに反対することを目的とする活動」をいいます。ここでいう政治上の主義とは、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理や原則を示すもので、例えば、自由主義、民主主義、資本主義、社会主義、共産主義などがこれにあたります。

具体的には、政治上の主義の普及宣伝行為として行う時局講演会及び開催告知のポスター、看板の掲示等が政治活動に該当すると考えられます。ここでは、NPO法同様、政治資金規正法で言う「(政治上の) 施策」は含めてはいません。したがって、政策提言など政治によって実現しようとする具体的な施策推進などの活動については市民公益活動になると考えられます。

#### 【判断基準をもとにした実際の運用】

わたくしたちも平成21年度から横浜市市民活動支援センターを運営しており、平成25年度からは、横浜市と協働契約を締結し、何か問題があれば、ともに考える姿勢で、協働による管理運営を行っております。

上記に記しましたように、横浜市においても、「政治上の主義の推進」は制限するものの、「政治上の施策の推進」については、除外しないこととしており、活動団体の利用登録に際しては、条例を示し、センター内では「政治上の主義の推進に関する活動」を行うことができない旨をお伝えし、了解を得るようにしています。

この7年の間には、政治活動と市民活動の問題に関して、判断が必要な場面が数件ありました。その際、登録を希望する団体やチラシの配架を希望する団体等とは、条例とその解釈を伝え、また根拠となる書類等の提出や聞き取り、およびインターネットからの情報収集などによる事実確認を行うことで、相互理解を深めてきました。登録後も、範囲を超えた使い方気付いた際には、ご指摘もしますが、はじめに確認ができていることなので、話し合うことで、ご理解いただいております。

#### 【全国の公設民営、公設公営施設への影響】

さいたま市の条例でも、当該部分について、横浜市の条例とほぼ同様の条文となっており、指定管理者である、さいたまNPOセンターにより「政治上の主義の推進」と「政治上

の施策の推進」の違いを踏まえた運営が行われていると承知しております。

こうした中、指定管理者へのヒアリングなどのプロセスを経ず、「さいたま市市民活動サポートセンターの適切な管理運営の確保を求める決議」が議決されたことに、違和感を覚えるとともに深く憂慮しています。

そして、同時に、全国の公設民営・公設公営の市民活動支援センターへの波及について、とても心配しています。

今後、市民活動と政治活動の関係を関連法である特定非営利活動促進法などにも照らしながら、公正に整理されることを願っています。

そして、市民活動と議会との関係が良好に機能することを願っています。

以上

さいたま市議会 桶本 大輔 議長

## 抗議文

平成 27 年 10 月 16 日のさいたま市議会で「さいたま市市民活動サポートセンター条例」が改正され、来年度から指定管理者制度をとりやめ、市が直営で運営することが決定されました。その理由は 14 団体が「政治活動」を行っており、登録団体としてふさわしくなく、それらの活動を許している指定管理者は問題であるという指摘が根拠になっています。

貴議会は、議会で議論していることを市民活動団体がとりあげること自体が「政治活動」であるという一部議員の意見を根拠にして今回の議決に至りました。この考え方からすると、まちづくりや環境保全、福祉活動などほぼ全ての領域の市民活動が「政治活動」となってしまいます。そういった解釈のもと提案され、貴議会が議決された内容は、市民活動の発展を阻害するものでしかありません。加えて、市民活動団体が市議会に請願を行ったことをも「政治活動」と解され、問題視されていること自体にも驚きと強い疑念を抱いています。

以上の理由から私たち、きょうと NPO センターは、今回のさいたま市議会の議決に対して強く抗議します。

本来、政治と市民活動は密接な関係にあるものです。地域の課題解決には議会とのパートナーシップが重要ですし、政策提言も重要な市民活動の機能であり役割です。その中で、当然、原発推進を主張する団体があってもいいですし、反対を主張し取り組みを進める団体があってもいい。同じように安保賛成、反対双方の団体があってもいいと考えます。そのような多様性と議論の保障は市民社会にとって不可欠です。闊達な地域での多様な活動を萎縮させることにつながる、今回の議決に強い危機感と怒りを覚えます。万事公論に決すべき熟議のための議会制度の破壊そのものといえます。議会自らがそうしたことをしてはいけません。

私たちも平成 15 年から京都市市民活動総合センターを運営してまいりました。指定管理者として、高い倫理観と志をもち、市民社会の成熟と市民サービスの向上に誇りと情熱をもって取り組んで来たことと自負しています。

この 12 年間で政治活動と市民活動の問題に関して、同様の指摘を受けたことも数度あります。しかし、その度に指摘して頂いた方と、話し合いを基調とする努力で相互の理解を深め乗り越えてきました。運営上の課題があるのなら指定管理者制度の枠内においてまずは解決すべきです。ルールを勝手につくりかえるべきではありません。

今回の議決は遺憾の極みであり、市民活動を支え、市民社会の発展に努力してきた立場として看過できません。私たちは、本質を踏まえた議論が再び貴議会で真摯に行われ、市民活動と政治活動の関係を的確に整理されることを強く望みます。その上で、市民活動と議会とのパートナーシップが健全に機能することを願っています。

平成 27 年 10 月 16 日

特定非営利活動法人 きょうと NPO センター

理事長 中村 正

2015年10月16日

さいたま市議会議長 桶本大輔 様  
自民党市議団長 新藤信夫 様  
公明党市議団長 上三信彰 様

**「市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例」可決に抗議する声明**

日頃、市民活動サポートセンターを利用させていただいている市民及び市民団体です。

このセンターの設置は「さいたま市市民活動サポートセンター条例」の第1条に明記されているように「市民活動及び協働の推進条例第8条の規定に基づき市民活動を支援し、その活性化を図るため」とあります。「市民と自治体の協働」という素晴らしい理念と、その先駆的取組みは全国で注目され評価されています。絶えず協働の実現に向け、日々努力している管理団体には大変お世話になり、市民サイドに立った運営に感謝しております。

ところが、利用団体や市民の声を聴かず、一方的に条例改正案を10月16日のさいたま市議会本会議で可決したことに強く抗議します。

また、この「改正」は日本国憲法で保障された思想・信条の自由、表現の自由を規制し、私たち市民の基本的人権を侵害する運営へと改悪される懸念、危惧を抱きます。まさに、市民や市民団体の自由でかつ民主主義的活動、発展を阻害するものに外なりません。

私たちは協働の理念実現のため、現行の管理団体の継続を強く求めます。

以上

教育と自治・埼玉ネットワーク  
エタニットによるアスベスト被害を考える会  
浦和青年の家跡地利用を考える会  
朝鮮・韓国の女性と連帯する埼玉の会  
子どもの人権埼玉ネット

上記団体問合せ先：さいたま市浦和区岸町3-4-14

T&F：048-822-6830

斎藤紀代美

# さいたま市市民活動サポートセンター条例 一部改正に強く抗議します

さいたま市議会議長 桶本大輔 殿

2015年10月16日

私たちは、この条例を通すために不本意にも口実として槍玉にあげられた市民活動サポートセンターに登録する市民活動団体です。

2015年10月15日にさいたま市議会において、一部自民党議員から「さいたま市市民活動サポートセンター条例」の改正を求める議案が突如提出され、16日に可決されました。

それは「サポートセンターの管理基準その他の必要な事項を定めるまでの間、平成28年4月1日から指定管理者にはサポートセンターの運営はさせない」という内容です。

これに先立ち、10月9日の決算・行政評価特別委員会では、決算の承認に際して、『指定管理者の管理のもとで登録された団体の活動の一部に、政治的な目的に基づく主張を強く反映した施策の推進をはかり、支持し又は反対を企図したものが見受けられるから、施設管理の基準その他の必要な事項等の見直しを図り、関係条例等の見直しを含めた措置を早急に講ずることを強く求める』とした「附帯決議」を付けて採決しています。

それを受けて、一部の自民党議員は「14団体は政治活動を行っている。そうした団体はサポートセンターに登録や利用をさせるべきではない。登録や利用をさせているのは指定管理者がNPOだからである。だから新たな『政治活動を行っている団体がサポートセンターを利用できないような管理基準』をつくれ。それまでNPOに運営させるな」とばかりに、条例改正案を提出してきたのです。

そもそも「市民活動サポートセンター条例」は「特定非営利活動促進法」や「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」に基づいており、同条例の第2条2項では、条例提案議員が問題だとする「安保法」や「原発」などの個別の政策や施策に対する賛成・反対を訴えたり提言する活動は、市民活動から除かれていません。

条例提案議員は現状変更の根拠とするべき事実調査について、問題視している登録団体に対してヒアリング等をしてませんし、指定管理者であるさいたまNPOセンターに対しても

問題・改善課題の指摘はおろか、ヒアリングさえも行なっていません。彼らが市議会に提出している条例を通すための説得用資料や主張の多くの部分が事実誤認、偏見、誹謗、虚偽を含んだものとなっており、このあまりに杜撰で性急な手法によって、正確な事実認識を欠いたまま、成熟した市民活動の場に砂が投げ込まれることになりました。

注) 一例を上げれば、原発県民投票準備会による県議会への請願行為を政治活動と認定し、その請願の住所にサポートセンターを利用したとしている事例。事実は、請願に同団体名を使用しておらず、直接請求の請求代表者の手続きをとった15名の連名で請願を行い、その内の一人が連絡先であり、事実誤認の上で主張が構成されています。つけ加えるならば、憲法第16条(請願権)「…平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」とあり、請願をしたために登録団体として問題視はできないはずです。

「14団体のような政策や施策に対する賛成・反対を訴えたり提言する活動をする団体にサポートセンターを利用させるべきではない」ということは、「サポートセンターを利用したいのなら、政策や施策に対する賛成・反対を訴えたり提言する活動をするな」ということであり、市民の自由な言論・表現活動に対して、不当に圧力をかけ規制しようということに他なりません。

そして、一部の自民党議員が気に食わない団体を公共施設から排除しようとし、かつ指定管理者たるNPOがそれらの団体を排除しないのは問題であるとする、さいたま市議会による「サポートセンター条例改正」は、まったく不当であり、ここに強く抗議します。

原発埼玉県民投票準備会  
九条の会・さいたま  
さいたま地区平和運動センター  
平和と民主革新の未来を開く埼玉の会  
婦人民主クラブ埼玉支部  
「原発」国民投票埼玉県賛同人会  
民主主義を求め続けるプロジェクト  
日朝友好連帯埼玉県民会議

連絡先担当：長内経男（九条の会・さいたま）  
さいたま市浦和区常盤 3-18-20-803  
FAX048-833-6861  
TEL090-1267-1252



## 日本国憲法 第3章

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

### 地方自治法（抜粋）

#### 第十章 公の施設

##### （公の施設）

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

##### （公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。 25

○さいたま市市民活動サポートセンター条例

平成19年3月15日

条例第20号

(設置)

第1条 さいたま市市民活動及び協働の推進条例(平成19年さいたま市条例第19号。以下「推進条例」という。)第8条の規定に基づき市民活動(推進条例第2条第2号に規定する市民活動をいう。以下同じ。)を支援し、その活性化を図るため、さいたま市市民活動サポートセンター(以下「センター」という。)をさいたま市浦和区東高砂町11番1号に設置する。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民活動に関する活動の場の提供に関すること。
- (2) 市民活動に関する交流の促進に関すること。
- (3) 市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 市民活動に関する相談に関すること。
- (5) 市民活動に関する学習の機会の提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(休館日)

第2条 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、センターの管理上必要があるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第4条 センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

(利用資格等)

第5条 施設等のうち、多目的展示コーナー、団体ロッカー、メールボックス及び貸出機材(以下「貸出施設等」という。)を利用することができる者は、市民活動団体(推進条例第2条第3号に規定する市民活動団体をいう。)であつて、市内で主たる活動を行うものとする。

2 貸出施設等を利用しようとする者は、あらかじめ利用の登録をしなければならない。

(利用期間)

## ○さいたま市市民活動サポートセンター条例施行規則

平成19年3月15日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市市民活動サポートセンター条例(平成19年さいたま市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の届出)

第2条 条例第5条第2項に規定する利用の登録は、市民活動団体登録届(様式第1号)に当該市民活動団体の定款、規約、会則等(以下「定款等」という。)を添えて、市長に届け出ることにより行うものとする。

(登録の実施等)

第3条 市長は、前条の規定による届出があったときは、市民活動団体登録簿(様式第2号。以下「登録簿」という。)に登録するとともに、当該登録を受けた市民活動団体(以下「登録団体」という。)に市民活動団体登録カード(様式第3号。以下「登録カード」という。)を交付するものとする。

(登録事項の変更等)

第4条 登録団体は、登録簿に記載されている事項又は定款等の内容に変更があったときは、市民活動団体登録事項等変更届(様式第4号)により、遅滞なく市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合には、当該変更があった事項を登録簿に登録するとともに、既に交付した登録カードに記載された事項に変更があった場合には、当該登録カードと引換えに新たな登録カードを交付するものとする。

(登録の取消し等)

第5条 登録団体は、条例第5条第1項の規定に該当しなくなったとき又は登録を取り消すときは、市民活動団体登録取消届(様式第5号)により、遅滞なく市長に届け出るとともに、登録カードを返納するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該登録団体に係る事項を登録簿から削除するものとする。

(登録カードの再交付)

第6条 登録団体は、登録カードを紛失し、又は破損した場合において登録カードの再交付を受けようとするときは、市民活動団体登録カード再交付依頼書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(利用の申請)

さいたま市市民活動サポートセンター管理運営要領

平成19年3月15日

市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市市民活動サポートセンター（以下「センター」という。）の管理運営を市民と市との協働により行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「協働管理運営」とは、センターが市民活動を推進し、支援するための拠点であり、より良い協働の関係及び仕組みを育てていくための実践的な拠点であることを踏まえ、センターを利用する者（以下「利用者」という。）の意見をセンターの管理運営に反映していくとともに、市民と市とが調整、協力、役割分担を行い、それぞれの持っている資源を効果的に投入し、活用しながらセンターの管理運営を行うことをいう。

(業務分担)

第3条 さいたま市市民活動サポートセンター条例（平成19年さいたま市条例第20号。以下「条例」という。）第18条第1項に規定する指定管理者にセンターの管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者及び市は、別表1に掲げる業務分担に基づきセンターの管理運営に係る業務を実施するものとする。

(協働管理運営組織等)

第4条 指定管理者は、協働管理運営を実現するための組織（以下「協働管理運営組織」という。）として、連絡調整会議及び運営協議会を設置しなければならない。

2 運営協議会は、利用者の意見をセンターの管理運営に反映するため、利用者懇談会を開催しなければならない。

(連絡調整会議)

第5条 連絡調整会議は、指定管理者職員及び市職員の5人以内の委員をもって

構成し、センターの管理運営を円滑に行うため、別表1に掲げる事項を協議する。

- 2 連絡調整会議の会議は、原則として非公開とし、毎月1回程度開催する。
- 3 指定管理者及び市は、連絡調整会議における会議結果を尊重して、それぞれに分担された業務を実施する。

(運営協議会)

第6条 運営協議会は、市民、市民活動団体の代表者、有識者、指定管理者職員及び市職員の18人以内の委員をもって構成し、センターの管理運営をより効果的かつ効率的に行うための意見を聴取し、協議するとともに、センターの管理運営に係る評価を行う。

- 2 運営協議会の会議は、原則として公開とし、毎年4回程度開催する。
- 3 指定管理者及び市は、運営協議会における会議結果を尊重して、それぞれに分担された業務を実施するとともに、市民に対して説明責任を果たすものとする。

(利用者懇談会)

第7条 利用者懇談会は、利用者及び運営協議会の委員の参加により開催し、センターの管理運営に利用者のニーズを反映するための意見交換を行う。

- 2 利用者懇談会は、原則として公開とし、毎年4回程度開催する。
- 3 運営協議会は、利用者懇談会における意見交換の結果を受けて、必要に応じた協議を行う。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

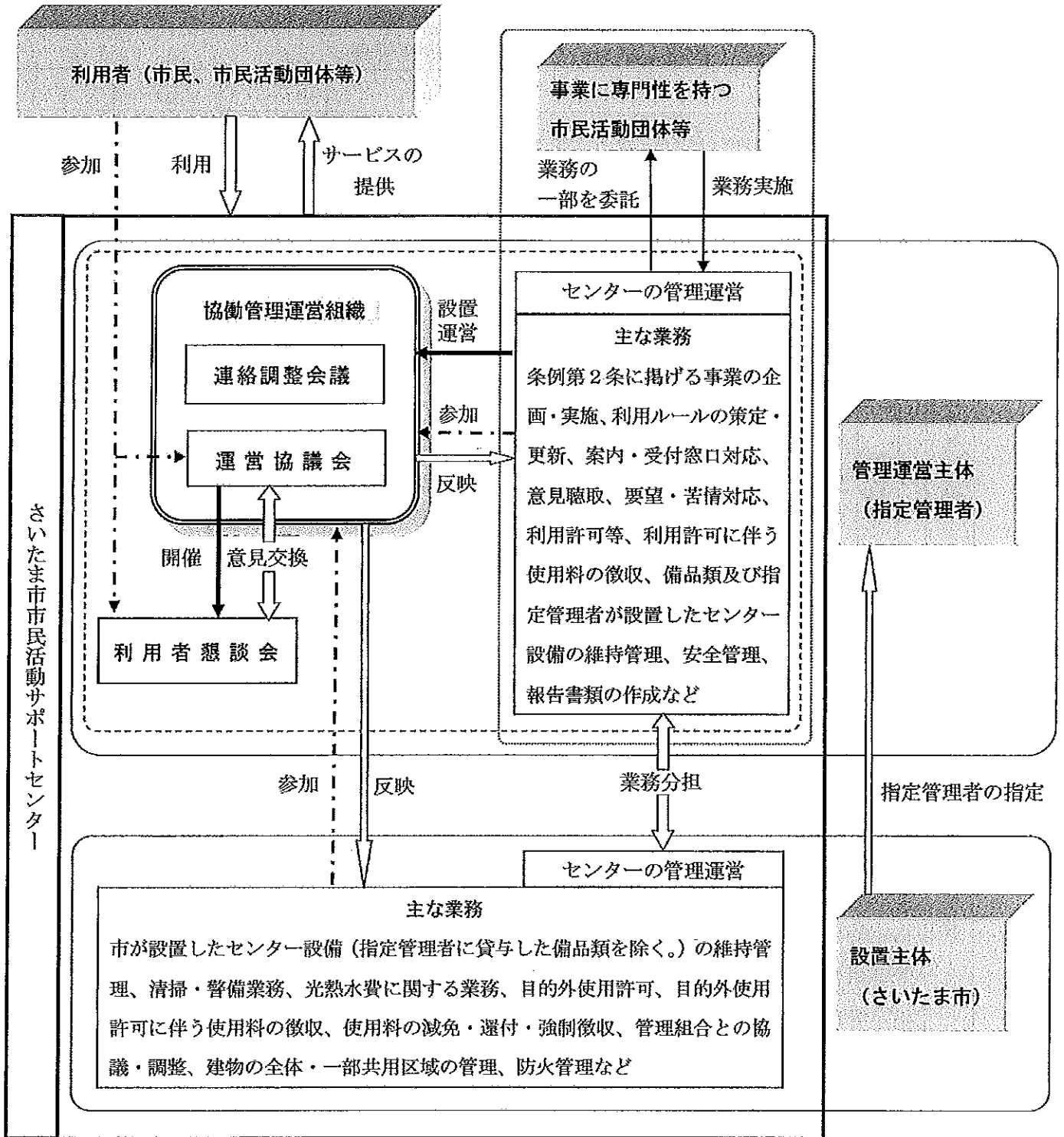
この要領は、平成19年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月5日から施行する。

(参考)

### 協働管理運営のイメージ図



## さいたま市条例第19号

さいたま市市民活動及び協働の推進条例

さいたま市では、市民の多様な価値観や生活様式に応じた質の高い心豊かな生活の実現に向けて、市民の多様で活発な活動が展開されている。また、「自分たちのまちは、自分たちでつくり、良くする」という市民の自発的なまちづくりへの参加意識が高まっている。

こうした状況を受けとめ、豊かな自然資源や人材が織りなすさいたま市らしい魅力を生かしながら未来に希望が持てる地域社会を創造していくためには、行政だけではなく、地域社会を構成する市民、市民活動団体、大学及び事業者が公共の担い手としてまちづくりに参加する「新しい公共」という考え方に立ち、市民と行政が対等なパートナーとして、ともにまちづくりを進めていくことが必要である。

さいたま市は、市と市民一人一人が持てる力を合わせ、市民活動を推進し、協働を積み重ねていくことにより、互いに信頼し協調してまちづくりを進める活力にあふれた地域社会を実現するため、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、市民活動及び協働の推進について基本原則を定め、市の責務並びに市民、市民活動団体、大学及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本的な施策を定めることにより、市民活動及び協働の推進を図り、もって活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 市民活動 市民が地域又は社会における課題の発見及び解決のために、自発的かつ自主的に行う非営利で公益的な活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(3) 市民活動団体 市民が自由な意思に基づいて集まり、自律的に市民活動を行う団体をいう。

(4) 大学 市内にある学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学をいう。

(5) 事業者 市内に事務所を有し、営利を目的とする事業を行う者をいう。

(6) 協働 市及び市民活動団体が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいう。

（基本原則）

第3条 市、市民、市民活動団体、大学及び事業者は、次に掲げる原則に基づき、市民活動の推進を図るものとする。

(1) 市民活動が公益的な活動であることを理解し、自主性、自立性及び多様性を損なわないよう配慮すること。

(2) 互いに対等なパートナーであることを認識し、良好な協力関係を構築すること。

2 市及び市民活動団体は、次に掲げる原則に基づき、協働の推進を図るものとする。

(1) 互いの立場及び特性を尊重し、それぞれの自由な意思に基づいて事業を行うこと。

(2) 事業の目的及び目標を共有し、役割を明確にするとともに、事業の成果



したがって、法28条1項に定める「当該役員名簿に記載された者のうち前年において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面」というのは、役員報酬を受けた者の氏名のみを記載すればよく、無報酬の役員で職務局員として給与を受けた者および実費弁済を受けた役員の名を記載する必要はない。

四〇 宗教活動の制限 (2項2号イ)

本条2項2号イの規定の趣旨は、①宗教団体については、憲法の「宗教の自由」(憲法20条)の保障にかんがみて、設立、管理監督等の面で慎重な規定を設けている宗教法人法による法人格取得の途が既に用意されており、その宗教法人との「すみわけ」という趣旨で規定したものであり、②宗教活動を行うことを主たる目的とする団体およびこれに類する団体は、特定非営利活動法人一般の設立、管理監督について定める本法案の対象とするのになじまないのでないか、と考えられることから設けられた規定であると立法者は説明している。

また、ここでは、あくまでも活動の「主たる目的」として宗教活動を行う団体でないことを要件としているのであって、活動の「従たる目的」としてこれを行うことは、差し支えないとされている。

本条2項2号イの「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」というのは、宗教法人法2条の宗教団体の定義を引用している。つまり、基本的には、宗教法人法が対象とする宗教団体の要件を備えている団体のみを対象としたものと考えられる。ただ、何が宗教活動であって、何がそうでないのかは、憲法の信教の自由の保障と相俟って極めて判断がつきにくいケースがある。そこで、本法では、所轄庁の認証に当たっては、この本条2項2号イに該当するか否かは、基本的に確認書のみをもって判断すること(10条1項4号)とし、行政(所轄庁)によって恣意的に運用されるおそれがないように、参議院で修正がなされた。

なお、この制限は、宗教上の信教に基づく慈善活動についても、それが宗教活動という程度のものでない場合にももちろんのこと、宗教活動と目される程度のものである場合であっても、これを「従たる目的」として行うこと

資料 13-5

は可能である。

また、宗教系の団体が、その宗教活動とは別に、この法律に定める要件を満たして特定非営利活動を行うことも、何ら差し支えないものである。当然、宗教を背景として社会的活動をしている団体についても、宗教的精神に基づいて活動する団体においても、「宗教活動」を主たる目的とするものでなければ、本法による法人格を取得することは可能である。

四一 政治活動の制限 (2項2号ロ)

本条2項2号ロおよびハの規定の趣旨は、①政治活動の中でも最も中核的な活動である、政治上の主義の推進等の活動や選挙運動あるいはこれに類似する活動を行う団体については、憲法上の「集会・結社・表現の自由」(憲法21条)の保障にかんがみて、慎重に考慮すべきであり、種々雑多な特定非営利活動を行う団体一般に關する規定でもって規律することはなじまないと考えられること、②しかも、これから本法によって本法人を育てていこうという現時点において、そのような政治的団体によってこの法人格が利用されることは望ましくないと考えられることをかんがみて設けられた規定であると、立法者は説明している。

さて、本条2項2号ロの「政治上の主義の推進等」の意味については、政治資金規制法3条1項等にある「政治上の主義若しくは施策の推進等」という条文から引いてきてきているわけだが、本法では、「政治上の主義」と「政治上の施策」が切り分けられていることに注意を要する。「政治上の主義」については、「政治によって実現しようとする基本的・恒常的・一般的の原理・原則をいい、自由主義、民主主義、資本主義、社会主義、共産主義、社会主義というようなものがこれに当たる」とされている。一方、「政治上の施策」とは、政治によって実現しようとする具体的な方策をいい、物価の安定、内需の拡大、環境の保全、高齢者対策、中小企業振興対策などがこれに当たる。「政治上の主義」と異なる点は、歴史的、社会的、経済的、文化的諸条件に應じたその具体性にある、とされる。

つまり、政治上の主義を推進し、またはこれに反対することを主たる目的とする団体については、「政治活動の自由」を尊重する観点から、その管理

監督については、行政庁の介入を極力避けるため、特に慎重な配慮が要請されるものと考えられるところであり、特定非営利活動一般を対象とする本法案の対象とするのはなじまないとの考えから、これを本法の対象外としたものである。なお、このような団体については、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」による法人格取得の途も用意されている。

一方、特定非営利活動を行う団体が、様々な政策提言を行っていくことは当然であるし、重要なことであるとの考え方から、「政治上の施策」の推進等に関しては、敢えてこれを法文から除外し、法人が自由に行えるようにしたわけである。

ただし、選挙の後援会などが、本法人として活動することを防ぐために、本条2項2号ハの規定を置き、法人による選挙活動およびその類似活動を目的とした活動を行うことを禁止したものである。

ハにおいて、「特定の公職」とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員および長の職をいう。したがって、公職選挙法が準用される選挙によって選挙される職であっても、たとえば農業委員会の委員、海区域業調整委員会の委員の職は、ここにいう「公職」に該当しない。また、本条2項2号ハの趣旨は、特定の公職の候補者等の唱える「政策」について、それを支持したり、反対したりすることを禁止するようなものではなく、あくまでも、特定の公職の候補者等という「人」あるいは「政党」それ自体について、支持したり、反対すること、つまり、これらの者について選挙において当選を得せしめ、あるいはそれに反対するよう活動およびそれと同様の活動を目的として活動することを禁止している、と限定的に解釈されるべきである。たとえば、特定の政党や候補者の政策に反対や批判をすること、賛成をすることは、団体の目的の範囲内ならば許されると解釈できる。また、団体の目的の範囲から行う住民訴訟も可能である。

また、ハにおいては、「活動」の目的が、このような選挙活動等を目的とする活動に該当するものでないこととされており、個々のプロジェクトが結果として選挙活動に近いプロジェクトであっても構わないことと考えられる。

ハは、参議院の段階で、「目的とするものではないこと」と「目的」とい

う言葉が修正で入れられた。この趣旨は、団体の活動が、「定款に書かれるような事業活動の範囲として」選挙活動等が行われないのであれば、「結果的に、またあるいは偶発的に、そして付随的な形で公職者等を批判するということには当たらないようにしよう」としたものである(98・3・17、山本保・参院労働・社会政策委)。

たとえば、嫌権を確立・推進することを目的とする団体が、事業として、嫌権の権利に関する立法推進事業を行っており、その一環として、総選挙の前に、候補者に嫌権に対するアンケートを取って発表するというようなプロジェクトは、それが、「特定の」候補の当落を目的とせず、選挙民に対して、嫌権に関する被選挙者の意見を知らしめることにより、嫌権に関する有権者の判断を問うというものであれば、結果的に選挙に関する活動に近いうだけとしても、この法の制限の対象とはならないということである。

[松原]

# さいたま「市民活動センター」

# 指定管理制見直しへ

さいたま市で市民団体が利用する「市民活動サポートセンター」(同市浦和区)の運営をめぐる、指定管理者制度をやめて市の直営にする条例改正案が15日、市議会の委員会で可決された。提案した自民党市議が「一部団体の優先利用」を問題視したためだが、市や指定管理者のNPO法人(特定非営利活動法人)からは「優先利用の事実はない」と戸惑いの声がかかる。

## 「一部団体の利用優先」 自民市議員問題視



「今の管理基準は公平性や公共性にならなっているのか疑問だ」。15日の市議会本会議で、改正案を提案した自民党市議団の青羽健仁市議は、同センターを政治的な活動をする団体が優先的に利用していると指摘。来年4月から指定管理者制度をやめて管理基準を見直すよう訴えた。改正案は市民生活委員会が自民、公明の賛成多数で可決された。市などによると、同セン

ターは2007年、JR浦和駅東口の浦和パルコが入るビルに開設。市は指定管理者を数年ごとに募り、過去2回はNPO法人「さいたまNPOセンター」に決まり、運営を担ってきた。打ち合わせスペースの予約などができる団体として、約1700が登録。中には憲法9条や原発、拉致問題などを扱う団体も含まれ、青羽市議は「政治活動は自由だが、公共施設なの

に政治的な団体の利用が多く、他の市民に『使いづら』と不満がある」と主張した。

## 市やNPO 困惑の声

16日の本会議で改正案は成立する見通し。ただ、来年度からの指定管理者の選考を進めている最中だけに、市やNPO法人などは「なぜ今、指定管理者制度をやめるのか」と困惑気味だ。さいたまNPOセンターの村田恵子専務理事は「登録団体は公平に扱っており、限られた団体が優先利用できる場所はない」と話す。施設での政治活動については「NPO法や条例で施策や政策に関わる政治活動は認められている。今回、挙げられた団体が選挙運動など禁じられた政治活動をしたとは認識していない」と話す。(金井恵美、平井茂雄)

# さいたま 「施設直営化根拠ない」 条例改正にNPO反論

さいたま市議会が、市の施設「市民活動サポートセンター」の運営を指定管理者から市直営にするよう条例改正したのを受け、現在の指定管理者のNPO法人「さいたまNPOセンター」が二十九日に記者会見した。直営化の根拠を「利用している一部の市民団体が政治活動をしている」としていることに、「事実無

根の前提に基づいている」と批判した。また、この条例改正に対しては、各地の計六十六団体が抗議声明を出している。条例改正は今日十六日、自民、公明などの賛成多数で可決された。提案した自民の青羽健仁市議は、センター利用団体のうち十四団体を「明らかに政治活動目的の団体」と批判。具体例

として、「原発埼玉県民投票準備会」が、二月に住民投票実施を求め県議会に請願したことなどを挙げた。この日の会見で、さいたまNPOセンターの村田恵子専務理事は「個別の政策についての意見表明は、市民活動の範囲内で、利用登録に問題はない」などと反論。「NPO法でも市民団体の政策提言活動などは認

められている」と指摘した。

条例改正をめぐっては、市議会が可決した十六日以降、市民活動全般を支援するNPO法人「日本NPOセンター」(東京都千代田区)をはじめ、市民団体や社会福祉法人など計六十六

団体が「市民活動が不当に制限されることのないよう要求する」などと抗議の声明を出している。同センターの新田英理子事務局長は「こうした動きが全国に広まることであってはならない」と危機感をあらわにした。

一方、青羽市議は本紙の取材に「政権批判などが目的なら政治活動だ。市民活動との区別は難しいが、行政が判断すべきだ」と説明。同市の榎本肇市民局長は「区別は非常に難しいが、何らかの基準を作らざるをえない」と話した。

2015年10月16日(朝刊) 東京新聞